任意継続被保険者資格喪失申出書について

任意継続被保険者資格喪失申出書

下記のとおり、任意継続被保険者の資格喪失理由に該当したため、届出いたします。

令和　7　年　1　月　12　日

被保険者等の記号・番号	記号　999	番号　〇〇〇〇〇	
氏　名	フリガナ　ケンポ　タロウ 健保　太郎		
住　所	〒　130－0013 東京都墨田区錦糸〇－〇－〇 電話　〇〇　（　〇〇〇〇　）　〇〇〇〇		
生年月日	昭和・平成　42　年　5　月　12　日（　57　）歳	性別	男・女
① 就職したとき → 喪失理由	1. 就職のため　（ 令和 2 年 7 月 1 日付で就職 ）		
② 資格喪失を希望するとき →	2. その他　（ 令和7年2月1日資格喪失希望のため ）		
① 就職したとき → 保険証 資格確認書	1. 同封する　保険証・資格確認書　合計 3 枚		
② 資格喪失を希望するとき →	2. 同封しない　理由（喪失予定日（翌月1日）以降に返却予定のため） 返却予定日（ 令和 7 年 2 月 1 日 ）		
資格喪失証明書の発行	1. 希望する　2. 希望しない		

（注1）就職による他健保加入の場合は、新たに取得した「資格確認書」あるいは「資格情報のお知らせ」の写しを添付してください。

（注2）保険証・資格確認書を滅失したときは、「被保険者証・資格確認書滅失申請書」を添付してください。

（注3）本人希望による喪失の場合、喪失日は申出書を受付けた翌月1日となります。
保険証・資格確認書を交付されている方は喪失日以降速やかに健保組合宛に返却ください。

この届は、被保険者が就職等で他の社会保険に加入したときや、国民健康保険に切り替えたいとき、被保険者が亡くなったときに、提出してください。

添付書類について

【就職等で他の社会保険に加入した場合】

- □ 新たに加入した健保組合の「資格確認書」の写しあるいは「資格情報のお知らせ」の写しを添付してください。
- □ 当組合の保険証・資格確認書の交付されている方は返却してください。
  ※被扶養者のいる方は被扶養者分も含め返却をお願いします。

【資格喪失を希望するとき】

- □ 喪失日以降、当組合の保険証・資格確認書の交付されている方は返却してください。
  ※被扶養者のいる方は被扶養者分も含め返却をお願いします。

【国民健康保険に切り替えたい・家族の扶養に入りたい・被保険者がなくなった場合】

- □ 当組合の保険証・資格確認書の交付されている方は返却してください。
  ※被扶養者のいる方は被扶養者分も含め返却をお願いします。

ご確認ください

- □ 申出による資格喪失を希望する場合、健保が申出書受け付けた月の翌月1日が資格喪失日になります。
- □ 資格喪失証明書が必要な方は、喪失届の「資格喪失証明書の発行」欄の「１．希望する」に〇をしてください。
- □ 任意継続保険料の還付金がある方には「任意継続保険料還付請求書」をお送りしますので、必要事項を記入のうえご返送ください。
- □ 国民健康保険に切り替えたい等の資格喪失を希望する場合は、申出が受理された日の翌月1日が喪失日となります。

提出先・お問い合わせ先

フィリップス・ジャパン健康保険組合
〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷5-23-5　代々木イーストビル８階
TEL　03-6384-2270
info@Philips-kenpo.com